

下呂市スポーツ協会種目団体育成費交付規則

平成 18 年 6 月 2 日

平成 25 年 5 月 29 日改正

平成 28 年 5 月 13 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下呂市スポーツ協会における種目団体育成費に係る予算の執行の適正を期すため、種目団体育成費の交付の申請及び決定並びに種目団体育成費の使用等に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「種目団体育成費」とは、市スポーツ協会が市スポーツ協会に登録する種目団体に対して交付するものをいう。

2 この規則において「事業」とは、種目団体育成費の交付の対象となる次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 種目団体の強化発展、相互連携のための事業
- (2) 種目団体が傘下の団体もしくは関連する団体の育成強化を目的として行う事業
- (3) 種目団体が地域住民の体力向上、スポーツ精神を養うために行う事業
- (4) その他スポーツ協会長が必要と認める事業

3 この規則において「事業者」とは、事業を行う者をいう。

4 この規則において「構成員」とは、種目団体の加入者であって、下呂市内に在住する者をいう。

(種目団体育成費の算出方法等)

第 3 条 種目団体育成費は、均等割額及び人数割額を合算し算出するものとする。

2 均等割額は 1 種目団体につき、37,500円とする。

3 人数割額は 400円に種目団体の前年度の構成員数を乗じて算出するものとする。

4 人数割額算出の基礎となる種目団体の前年度の構成員数の上限は、500名とする。

(種目団体育成費の交付の申請)

第 4 条 種目団体育成費の交付の申請をしようとする者は、種目団体育成費交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、スポーツ協会長に対し、その定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、スポーツ協会長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他スポーツ協会長が必要と認める書類

(種目団体育成費の交付の決定)

第 5 条 スポーツ協会長は、種目団体育成費の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、種目団体育成費を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において種目団体育成費の交付の決定をするものとする。

2 スポーツ協会長は、前項の場合において、種目団体育成費の適正な交付を行うため必要があるときは、種目団体育成費の交付の申請に係る事項について修正を加えて種目団体育成費の交付の決定をすることができる。

(種目団体育成費の交付の条件)

第 6 条 スポーツ協会長は、種目団体育成費の交付の決定をする場合において、種目団体育成費の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(種目団体育成費の交付の決定の通知)

第 7 条 スポーツ協会長は、種目団体育成費の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び交付額を決定し、これに条件を付した場合にはその条件を種目団体育成費の交付の申請をした者に種目団体育成費交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 種目団体育成費の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る種目団体育成費の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る種目団体育成費の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第9条 スポーツ協会は、種目団体育成費の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、種目団体育成費の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (1) 天災地変その他種目団体育成費の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 事業者が事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、事業に要する経費のうち種目団体育成費によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができないとき(事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 スポーツ協会は、種目団体育成費の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき(前項に掲げる場合を除く。)は、種目団体育成費の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 3 第7条の規定は、第1項の取消し、又は前項の変更をした場合について準用する。

(事業の遂行)

- 第10条 事業者は、規則の定め並びに種目団体育成費の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づくスポーツ協会の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うものとし、いやしくも種目団体育成費の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

- 第11条 事業者は、別に定めるところにより、事業の遂行の状況に関しスポーツ協会に報告しなければならない。
- 2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめスポーツ協会に報告してその承認又は指示を受けなければならない。
- (1) 事業計画書、収支予算書その他第4条の規定によりスポーツ協会に提出した書類の内容を変更(別に定める軽微な変更を除く。)しようとするとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

(事業の遂行等の指示)

- 第12条 スポーツ協会は、事業が種目団体育成費の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。
- 2 スポーツ協会は、事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を求めることができる。この場合において、スポーツ協会は、事業者が前項の規定による指示の内容に適合させるための措置をスポーツ協会の指定する期日までにとらないときは、第17条の規定により当該種目団体育成費の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

- 第13条 事業者は、事業が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による事業の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、事業実績報告書(様式第3号)にスポーツ協会が必要と認める書類を添えて速やかにスポーツ協会に提出しなければならない。種目団体育成費の交付の決定に係る協会の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項後段の規定による事業実績報告書には、翌年度以降の事業の遂行に関する計画を付記しなければならない。ただし、その計画が当該種目団体育成費の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(種目団体育成費の額の確定)

第14条 スポーツ協会は、事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によってその報告に係る事業の成果が種目団体育成費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき種目団体育成費の額を確定し、当該事業者に種目団体育成費交付確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし第7条における通知内容と同内容の場合は、これを省略するものとする。

(是正のための措置)

第15条 スポーツ協会は、事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が種目団体育成費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業者に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う事業について準用する。

(種目団体育成費の交付)

第16条 第14条の規定により通知を受けた事業者は、種目団体育成費の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより種目団体育成費交付請求書(様式第5号)に関係書類を添えてスポーツ協会に提出しなければならない。

2 スポーツ協会は、特に必要があると認めるときは、種目団体育成費を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

(種目団体育成費の交付の決定の取消し)

第17条 スポーツ協会は、事業者が、種目団体育成費の他の用途への使用をし、その他事業に関して種目団体育成費の交付の決定の内容又はこれに付した条件又はこれに基づくスポーツ協会長の処分に違反したときは、種目団体育成費の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(種目団体育成費の返還)

第18条 スポーツ協会は、種目団体育成費の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に種目団体育成費が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 スポーツ協会は、事業者に交付すべき種目団体育成費の額を確定した場合において、既にその額を超える種目団体育成費が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 スポーツ協会は、第1項の返還の命令に係る種目団体育成費の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該事業に係る種目団体育成費の交付又は融通の目的を達成するためとした措置及び当該種目団体育成費の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、スポーツ協会に提出しなければならない。

(種目団体育成費の交付手続の特例)

第19条 スポーツ協会は、別に定めるところにより、第4条、第7条、第13条、第14条又は第16条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合し、又は省略して種目団体育成費を交付することができる。

(立入調査等)

第20条 スポーツ協会は、種目団体育成費に関し必要があると認めるときは、事業者に対して報告を求め、当該者に書類等の検査をさせ、又は当該者にその事務所又は事業所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(様式の特例)

第21条 スポーツ協会長は、特に理由があると認めるときは、この規則に定める様式の特例を定めることができる。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年6月2日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成25年5月29日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成28年5月13日から施行する。